

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 4 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25285105

研究課題名(和文) 現代都市ガバナンスの比較史的研究 日本、ドイツ、イギリスを事例として

研究課題名(英文) Study of Contemporary City's Governance from the Perspective of Comparative History: Cases of Japan, Germany and Britain

研究代表者

馬場 哲 (BABA, Satoshi)

東京大学・経済学研究科(研究院)・教授

研究者番号：40192710

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 10,600,000円

研究成果の概要(和文)：本共同研究は、現代都市の成立と変容の過程を、「都市ガバナンス」をキーワードとして、明らかにすることを課題とした。都市ガバナンスとは、中央政府、地方政府(州、都道府県、基礎自治体)、民間企業、ボランティア・セクターの間の対抗と協力によって構築される都市秩序を意味するが、本共同研究では、日本、イギリス、ドイツを比較しながら、「長い20世紀」という長期的視野に立って、都市空間の社会的秩序がどのような内的・外的要因の相互作用によって、どのように変容し作り出されていくかを実証的に明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The aim of our research is to examine the formation and transformation of contemporary cities from the perspective of "urban governance". "Urban governance" is defined here as social order of the urban space that had been formed by interactions between central government, local governments (state, prefecture, city etc), private companies, and voluntary associations. From this viewpoint, we compare the historical cases in United Kingdom, German and Japan with a purpose to analyse how internal and external factors had transformed the social order of the urban space.

研究分野：経済史

キーワード：現代都市 ガバナンス 比較史 長い20世紀 近代都市

## 1. 研究開始当初の背景

近代都市史研究はヨーロッパでも日本でも1980年代から本格化し、多くの成果を蓄積してきた。ドイツでは J.Reulecke(Hg.), *Die Stadt als Dienstleistungszentrum. Beiträge zur Geschichte der „Sozialstadt“ in Deutschland im 19. und frühen 20. Jahrhundert*, 1995 に代表されるように、「都市給付行政」や「社会都市」論に関わる多様な都市政策領域について緻密な実証分析を進めてきた。イギリスでも、M.Daunton(ed.), *The Cambridge Urban History of Britain, Vol.3*, 2000、あるいは R.J.Morris & R.H.Trainor(ed.), *Urban Governance. Britain and Beyond since 1750*, 2000 をはじめとする Ashgate 社の *Historical Urban Studies* 叢書の刊行が進んでいる。Urban History 誌でも近年19世紀末以降の都市についての論文が増えている。日本でも、大石嘉一郎・金澤史男編『近代日本都市史研究』、2003年が、日本近代都市史研究を批判的に総括しつつ一層の深化を意図して地方都市を対象とした都市社会の構造分析を行った。本共同研究への参加者もこうした研究動向を踏まえつつ各自の研究をこれまで進め、名武なつ紀『都市の展開と土地所有』、2007年、岩間俊彦『イギリス・ミドルクラスの世界』、2008年、森宜人『ドイツ近代都市社会経済史』、2009年、永山のどか『近現代ドイツ都市の住宅問題』、2012年、高嶋修一『都市近郊の耕地整理と地域社会』、2013年などの成果を挙げている。

これまでの都市史研究は、18世紀末から第一次大戦期までのいわゆる「長い19世紀」における近代都市形成過程の諸問題の解明に力点を置いてきた。経済的には工業化、政治的には民主化を背景として都市の拡大と都市への人口集中を内容とする都市化が進み、衛生問題、住宅問題などの多様な都市問題が発生したが、それへの対応が主たる研究対象とされ、都市の社会構造や都市行政機構が徐々に変容して、公共建築物、エネルギー供給網、交通手段などの都市インフラが整備されるとともに、都市専門官僚や公営企業が形成される過程が明らかにされてきた。

こうした都市史研究の動向に対しては、以下のような問題を提起できる。第一に、とくにヨーロッパ都市史研究では第一次大戦前との対比でそれ以後の都市が言及されることはあったが、とくに1930年代以降の研究は遅れており、なお大まかな見取り図や「伝統都市」を破壊・解体したネガティブな理念として提示されるにとどまっている。したがって、第一次大戦終結後から現在に至る都市史の諸局面を現代都市の成立と変容の過程として具体的に明らかにすることが今後の課題として残されている。第二に、このように現代都市の形成と変質の過程を高い実証密度で解明することがまず求められるが、その成果を近代都市成立期以降の長期的なパ

ースペクティブのもとに位置づけ直すことが必要である。第三に、近代都市史研究を現代都市史研究へとつなげることは、まず都市史という限定された枠組みのなかで研究の時代的射程を拡張することを意味するが、それだけでは不十分であり、近現代史全体の理解にとって都市史研究がどのような問題提起をなすうるかを意識的に議論し、その意義を明確にする段階に来ていると思われる。

## 2. 研究の目的

### (1) 現代都市ガバナンスの多様性の解明

現代都市は、(i)1870年代以降の高度工業化、政治的民主化、国家社会政策の開始と大衆消費社会の端緒的形成、(ii)第一次大戦後のこうした動向の本格化、(iii)第二次大戦後の高度経済成長＝福祉国家体制の展開、(iv)オイルショックによるこの体制の行き詰まりと社会経済政策のネオ・リベラリズムの転換、という社会の段階的な変化に強く規定されて、形成、完成、成熟、変質の過程を辿ったと考えることができる。その際、注意すべき問題としては、都市政府の成長と改革、地方政府と中央政府との関係、都市財政、都市エリートの性格や都市行政への参加、さらに民間のボランティアな制度・組織や企業なども含めて構築される都市秩序の在り方などが挙げられる。本共同研究ではこれらの論点を「都市ガバナンス」の問題として把握したい。ガバナンスとは、権力の生成と組織化、諸資源へのアクセス、サービスの提供、政策の立案・実施を現実に機能させるための制度と手続きの総体を指す。この語を意識的に用いることで、相互浸透的な政府と民間との関係を踏まえた都市運営のあり方を浮き彫りにすると同時に、狭義の都市を超えて農村を含めた経済社会全体が都市的生活様式や価値観に規定されるという意味で、都市史研究が現代経済史研究全般に対してもちうる戦略的意義を示すことを目指したい。

(2)「長い20世紀」という長期的視野に立った分析現代都市の本格的形成は第一次大戦後と考えられるが、大戦期を境として近代都市史と現代都市史を截然と区分するのではなく、1870年代～現在を「長い20世紀」と捉えて、1870年代～第一次大戦前を漸移期と位置づけて現代都市への移行はすでに開始されていたと理解する。

### (3) 日独英の比較

近代都市から現代都市への移行は、欧米諸国や日本では同時代的に進行したと考えることができる。もちろん、都市もまた歴史的な生成物であるから、都市の社会構造、行政制度、中央と地方との関係などには当然各国毎の特徴を見出し、段階的な差異を検出することができる。本共同研究は日本史、ドイツ史、イギリス史の研究者からなり、日本とヨーロッパの比較、さらにヨーロッパ内でのドイツとイギリスの比較の視点を常に意識しながら共同研究を進めていく。

### 3. 研究の方法

#### (1) 現代都市ガバナンスの複合性の解明

中央政府・地方政府・民間の企業やボランティアな組織といった、重層的で多様な主体により都市が運営され、その過程を通じて形成される都市秩序の形成と変容の過程を浮き彫りにする。その方法として、各分担者が異なるレベルの主体間関係に着目する。すなわち、森・永山・高嶋が「中央政府—地方（都市）政府」関係に重点を置いて考察を進める一方で、岩間・名武は主として都市内の「民間—民間」関係に着目する。馬場は、そうした諸主体が織りなす総体としての都市秩序について分析を進める。

#### (2) 「長い 20 世紀」

長期的な視野から、1860 年から 1960 年代までの時期をカバーしながら現代都市の端緒的形成から本格的形成を経て完成へと至る過程を実証的に追い、その歴史的・段階的特質を明らかにする。

#### (3) 日独英の比較

本共同研究は、日本とヨーロッパの比較、さらにヨーロッパ内でのドイツとイギリスの比較の視点を常に意識して研究を進める。現代都市史研究ではそれ以前の時期以上に、各国の歴史的個性を重視した静態的比較と並んで、同時代性や相互作用を考慮した動態的比較の重要性が増すと考えられる。

### 4. 研究成果

#### (1) 名武なつ紀

戦間期における京都経済の変容を解明する一作業として、(1) 京都商工銀行、(2) 三菱銀行の 2 行に関して、それぞれの京都における経営を分析した。分析においては、京都府立総合資料館、三菱資料館、京都大学図書館等に所蔵の資料を主に利用した。

(1) 京都商工銀行は、戦前期の京都における代表的な本店銀行であったが、京都市内に本店をおく銀行が減少していく中で、1916 年に第一銀行と合併した。本研究では、この事例を題材に、京都金融市場の変化と、都市・京都の諸変化とを、関連付けて理解することを試みた。分析の結果見出されたのは、第 1 に、金融史研究において従来指摘されてきた京都金融市場の特徴は戦間期に形成されたが、同時に京都金融市場に 1901 年恐慌が与えた影響を長期的に評価しておく必要があることである。第 2 に、本店銀行を含む明治以来の諸銀行と、戦間期に新規参入した支店銀行の動向が、京都における産業構造の変化と密接にかかわっていたことが示唆されている点である。第 3 に、大規模諸銀行にとっては、戦前期の京都において十分な融資先が不足していたということである。しばしば、京都産業界からは支店銀行が京都での貸し出しに消極的であることが非難されてきたが、そうした側面からのみ京都の「預金地」化を評価するのは一面的であり、これら諸点を含めて京都における都市化の特徴を総合

的に理解する必要がある。

(2) 三菱銀行について。1915 年、三菱合資会社銀行部が京都に支店を開設した。これは、東西の大手行が戦間期に京都支店を開設した動向の象徴的な位置づけを有し、(1) で取り扱った本店銀行消滅の動向と表裏をなす。三菱の京都進出は、そうした金融史上の意義と共に、都市史の視点においても、財閥が初めて進出する都市においていかに経営を展開していったのかという点で注目値する。三菱史料館所蔵の「月報」は三菱合資会社が事業の進捗を把握するために各部（銀行部等）の事業成績を毎月報告させた内部資料であるが、そこからは都市・京都との接点を多様な手法で増やしつつ経営を拡大していった様子がうかがわれる。戦後、三菱銀行は京都における経営を一層発展させていくが、本研究では、そうした長期にわたる銀行と都市との関わりの初期段階に注目し、伝統的な産業構造や商慣習が根強く残る「歴史都市」京都における諸主体の相互関係や変化の特徴について考察を行った。

#### (2) 高嶋修一

1946 年から 1947 年の大阪を中心に、大都市制度をめぐる運動と諸主体の動向を見た。占領下における地方自治制度の改変を機に、大阪市当局は他の大都市とともに戦前以来の宿願であった特別市制の実施を目指した。

市当局はまず「中央」の内務省および国會議員に陳情し、続いて市民へ働きかけを行った。後者はプロパガンダと自発性の粉飾を組み合わせ、管下の区およびその下の学区を単位とする、戦時中の動員の延長とも言うべき方法をとって行われた。特別市構想において管下の区は法人格のない行政区と位置づけられており、要するに市は府に対しては自治権拡張を、区に対してはその抑制を企図していたことになる。

これに対して、大阪府側は当初確固たる方針を持っておらず、府会には賛成派の議員もそれなりに存在し、府知事も強いて反対はしなかった。特別市制運動が五大都市共同で行われたのに対応して五大府県も共同で対抗したが、強硬な反対意見は神奈川県知事に見られた程度で、それは個人的な意見にとどまった。大阪府が都制案によって市に対抗するのは 1947 年の 7 月頃からであり、国会や中央官庁の大勢は特別市制実現に傾いていた。

しかしながら 1947 年の夏の間に形勢は逆転した。GHQ/SCAP が特別市制実施に必要な住民投票の範囲をめぐる憲法解釈について五大都市側に不利な決定を下したのである。その背後には五大府県側の働きかけがあり、ここに占領期特有の事情が作用していた。

このように、特別市制問題は政治過程としては大いに盛り上がりを見せたものの、他方で市民（大阪市民に限らない Citizen）の側は無関心が最大多数派であった。要するに、特別市制運動は人々の切実な利害欲求に根

差したものとみなされなかったのである。

今日的に評価すれば、都制案が市街地拡大に対応して行政区画を拡大するという戦前以来の手法であったのに対し、特別市制は地方政府を機能主義的な組合の束に再編する志向を持っており、都市化の進展に伴う社会の多元化状況に対応した案であった。しかし、いずれの案も高い関心と呼ばなかったことは、そうした状況下の都市ガバナンスにおけるガバメントの地位の相対化、あるいは低下を示していたと言えよう。

### (3) 森宜人

本研究では、ハンブルクの失業政策を事例に、1910-20年代ドイツにおける都市ガバナンスの変遷を考察した。ドイツでは、失業者救済のための国家的取組が緒についたのは、第1次大戦期のことである。1914年の大戦勃発直後に生じた大量失業に対して都市レベルにおいて失業扶助が独自に導入されたが、1915年1月以降、戦時福祉事業の一環としてライヒが、各都市の失業扶助への支援に乗り出した。だが、ライヒの関与は都市への補助金の支出にとどまり、その運用は各都市の裁量にゆだねられた。1918年の大戦終了直後には、復員にともなう大量失業に対処するためライヒ失業扶助令が出され、初めて失業扶助の導入が都市に義務づけられたが、運用面における各都市の裁量の余地は依然として大きかった。

こうした経緯を背景としているため、第1次大戦期からワイマール期中葉にかけての失業者救済のあり方を十全に理解するためには、ライヒの動向を検証するだけでは不十分であり、都市のガバナンスに注意を払う必要がある。また、この領域における都市ガバナンスのあり方は、それまでの各都市の歴史を反映して一様とはなり得なかった。

20世紀初頭のハンブルクでは、自由主義的な市政の下、公的介入には消極的な姿勢がみられ、他方、社会政策の領域における民間慈善団体の活動が盛んであった。そのため、大戦勃発直後に大量失業が発生した際にも自治体による公的失業扶助の導入は頓挫し、大戦中の失業扶助は一貫して、市内の主要慈善団体が融合して結成されたハンブルク戦時救済(Hamburgische Kriegshilfe: 以下、HK)によって担われた。だが、大戦が長期化するにつれて、HKによる失業扶助のあり方に懐疑的な見解が強まり、大戦末期の1918年11月にはライヒ失業扶助令の導入に先立ち、自治体の1部局として労働局(1920年より労働庁)が設立され、以後、失業扶助の運営は民間セクターの手を離れ公的セクターによって担われることとなった。だが、ワイマール期の失業扶助の運営にはHKが培った経験が反映されただけでなく、HKの組織自体が、同じくワイマール期初期に設立された福祉局に吸収され、公的扶助の枠内で失業扶助に対する補完的機能を担うこととなる。

### (4) 永山のどか

第二次世界大戦後西ドイツ都市における住宅供給にかんして、市がその他の主体と連携しながら、土地を取得するためにどのような取組を行っていたのか、という問題関心のもと、1950年代後半から60年代のStuttgart市の住宅供給について、分析を行った。

第二次大戦後西ドイツでは、深刻な住宅不足を背景に「社会的住宅建設」と呼ばれる住宅政策が本格的に行われたが、Stuttgart市では、土地不足のために「社会的住宅建設」を十分に行えない状況にあった。そのため、市は、土地取得を円滑に進めるための仕組みを作らなければいけなかった。

市による団地建設用地取得の際には、土地所有者の利害の調整が重要であり、Stuttgart市では、Neugereut団地建設用地取得において制度的区画整理とは異なる新しい方法(「自発的区画整理」)が採用された。自発的区画整理の主要な特徴は、土地所有者の土地の半分の面積の土地を所有者が所有し続けることを認める点にあり、この方式はのちの「シュツットガルト式区画整理」の原型となった。

ガバナンスとの関連で明らかになったことは次の三点である。第一に、Neugereutでの自発的区画整理策定の背景には、市当局のガバナンス能力の欠如に対する土地所有者の不満があった点である。土地所有者の宅地化への意欲は、市当局の認識以上であったが、市当局はそれに対応できず、宅地化の開始が遅れた。遅れに対する土地所有者の不満は大きく、それが新しい区画整理の導入を容易にした。第二に自発的区画整理の実施には非営利組織の関与が不可欠だった点である。市は土地取得についての土地所有者との契約の締結を非営利組織FamilienheimGmbHに委託し、この非営利組織が市のガバナンス能力の欠如を補う役割を果たした。第三に、自発的区画整理をもとに「シュツットガルト式区画整理」を構想する際には、市議会の諸委員会が大きな役割を果たした点である。これらの委員会の話し合いにより、減歩率や、区画整理後の土地利用の規定が決められた。

Stuttgart市は自発的区画整理の導入、さらには「シュツットガルト式区画整理」の導入の過程では、非営利組織と連携をすることにより、市のガバナンス能力に対する土地所有者の不信感を拭うことができたのである。

### (5) 馬場哲

イギリス都市計画法制の展開は1909年住宅・都市計画法等をもってはじまる。その根幹は新たな住宅地の開発スキームの認可権を地方行政庁に与えたことにあったが、同法は、法律の認可的性格、手続きの複雑さなどからあまり利用されなかった。このため、第一次大戦後の大規模な住宅建設の必要と住宅条件の改善を求める運動をうけて制定された1919年住宅・都市計画法では、人口2

万人以上の自治体は都市計画スキームの準備を義務づけられたが、煩雑な手続きは簡素化された。1925年には都市計画統合法が制定され、住宅法と都市計画法は分離した。

1930年代に入ると農村部の計画が考慮されるようになり、1932年に都市・農村計画法が成立した。P・アバークロンビーは地域調査を都市計画と結びつけるために「地域計画」という用語を導入したが、1919年法で合同都市計画委員会の設立が可能となり、複数の地方自治体からなる「地域都市計画委員会」が設立された。そして、1922年～1931年に104の地域計画団体が作られた。但し、1932年法では、「都市・農村計画」とされ、法律に「地域計画」という名称が使われることはなかったことには注意が必要である。

ドイツとイギリスの比較・関係については、第一次大戦後もイギリスのドイツに対する関心は引き続き存在したことが確認されるが、ドイツでは、主要都市は市域を拡大し、拡大した大都市がいわば統一的に都市計画や住宅建設を進めたのに対して、イギリスでは、先述のように都市計画の領域的拡張が、複数の自治体による合同都市計画委員会の結成という形をとった。ガバナンスについてみると、イギリスではドイツと比べて中央政府の主導性が目立つが、都市計画スキームの主体はあくまで地方自治体であった。

しかし、各地方自治体の都市計画スキーム作成能力は低く、民間の専門家の協力を必要とした。このため、都市計画家・地域計画家といった専門家集団の役割が高まった。たとえば、T・アダムズは、カナダ、アメリカで活動をするかたわら、イギリスでも地域計画の共同作業を続けた。

#### (6) 岩間俊彦

岩間は、20世紀中頃のバーミンガムにおける市史刊行の展開と影響について研究した。イングランド中部の商工業都市バーミンガムでは、都市自治体創設100周年(1938年)を記念して、バーミンガム都市自治体による大部な市史の刊行が企画された。その結果、C. Gill, *History of Birmingham, Volume I, Manor and borough to 1865*, 1952 と A. Briggs, *History of Birmingham, Volume II ... 1865-1938*, 1952 が出版され、これら2書は、イギリス都市史研究の記念碑的業績の一つとして評価されてきた。同企画は、続刊も刊行され(A. Sutcliffe and R. Smith, *History of Birmingham, Vol. III ... 1939-1970*, 1974)、都市史上の業績として高い評価を得た。そこで、岩間は、バーミンガム市文書館所蔵の一次資料等の分析から、これらの市史刊行事業の過程、事業の担い手、事業の歴史的背景について考察した。

まず、19世紀後半において、バーミンガム都市自治体を中核にした都市改良の推進と関連する社会的、文化的、政治的環境の醸成をシビック・ゴスペル(市民の教義)と呼称

することが確定したのは、Briggsによる市史2巻の刊行によることを資料から示した。次に、市史の企画は、シビック・ゴスペルの一部でもあったバーミンガム都市自治体に関する記録の刊行事業(*History of the Corporation of Birmingham*, 6 vols., 1878-1957)を発展・継承した側面があることを一次資料から確認した。第三に、市史を担当する委員会の構成員の分析から、都市自治体の市史刊行に対する姿勢を考察した。最後に、バーミンガムの市史刊行は、執筆者の選定や原稿作成の遅延といった諸事情や、第二次世界大戦の影響もあり、刊行計画の変更等が実施されたことを示しながら、市史の刊行事業が、多様な要因や歴史的背景が交錯しながら実現したことを示した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計8件)

① Toshihiko IWAMA, Shaping Civic Culture through Public Discussion: The Debating Societies of Birmingham, c. 1850-c.1890, *Midland History*, 査読有, 41, 2016, 57-70, DOI 10.1080/0047729X.2016.1159854

② 名武なつ紀, 京都商工銀行の合併と京都経済、経済系、査読無、164、2015、15-24、DOIなし

③ Shuichi TAKASHIMA, Conference Review: Land readjustment projects and the Great Kanto Earthquake: Its ideological background, *The Economic Review*, Institute of Economic Research Aoyama Gakuin University, 査読無、6、2014、237-247、DOIなし

④ Toshihiko IWAMA, Parties, middle-class voters and the urban community: Rethinking the Halifax Parliamentary elections, 1832-1852, *Northern History*, 査読有, 51-1, 2014, 91-112, DOI 10.1179/0078172X13Z.00000000060

⑤ Takahito MORI, Defending the Municipal Electric Services against Privatization: A Case Study of Frankfurt am Main during the Weimar period, *Discussion Paper Series (Graduate School of Economics, Hitotsubashi University)*, 査読無、2014、1-12、DOIなし

⑥ 森宜人, 戦時失業扶助と「社会都市」——第一次大戦期ハンブルクを事例として、*社会経済史学*、査読有、80-1、2014、37-58、DOIなし

⑦ Satoshi BABA, Urban Land Policy in Frankfurt at the Turn of the Twentieth Century: A Case Study of a German 'Social City', *CIRJE Discussion Paper Series*, 査読無、F-919、2014、1-35

⑧ 馬場哲、20世紀初頭ドイツにおける都市交通の市営化と運賃制度の改定——フランクフルトにおける市営化と運賃制度の改定、経済学論集、査読無、79-2、2013、2-26、DOIなし

〔学会発表〕(計11件)

① 名武なつ紀、戦間期における歴史都市の経済的変容——京都を事例に——、政治経済学・経済史学会・都市経済史フォーラム、2016年3月27日、東京大学(東京都文京区)

② 岩間俊彦、「バーミンガム史」の形成——都市の統治と市史の相互関係、1870年代から1970年代にかけて——、2015年度政治経済学経済史学会、2015年10月18日、福島大学(福島県福島市)

③ 森宜人、失業をめぐる都市ガバナンス——第一次大戦～ワイマール期のハンブルク——、2015年度政治経済学経済史学会、2015年10月18日、福島大学(福島県福島市)

④ 高嶋修一、1940～1950年代の大阪都制問題をめぐる運動と諸主体、2015年度政治経済学経済史学会、2015年10月18日、福島大学(福島県福島市)

⑤ Satoshi BABA, Frankfurter Bodenpolitik um 1900 aus der Perspektive der vergleichenden Stadtgeschichte, Gesellschaft für Frankfurter Geschichte, 2015年2月9日、Institut für Stadtgeschichte(フランクフルト(ドイツ))

⑥ Takahito MORI, Die Entwicklung der Arbeitslosenunterstützung in der „Sozialstadt“: Fallstudie von Gross-Berlin und Hamburg zu Beginn des 20. Jahrhunderts, Kolloquium der Forschungsstelle für Zeitgeschichte Hamburg, 2015年2月9日、Forschungsstelle für Zeitgeschichte Hamburg(ハンブルク(ドイツ))

⑦ Satoshi BABA, Municipal Land Policy around 1900 in Frankfurt am Main from Perspective of Comparative Urban History, LSE Economic History Seminar, 2014年10月16日、London School of Economics(ロンドン(イギリス))

⑧ Toshihiko Iwama, Debates, social tensions and consumption in the urban community: Debating societies in Birmingham, c.1850-c.1890, History of Consumer Culture 2014 Conference: Moving Around: People, Things and Practices in Consumer Culture, 2014年9月6日、学習院大学(東京都豊島区)

⑨ Takahito MORI, Defending the Municipal Electric Services against Privatization: A Case Study of Frankfurt am Main during the Weimar period, 12<sup>th</sup> International Conference on Urban History, 2014年9月5日、Nova University of Lisbon(リスボン(ポルトガル))

⑩ 永山のどか、第二次世界大戦後西ドイツ

都市の住宅事情と住宅供給——ゾーリンゲン市の事例、国際シンポジウム「20世紀の都市と住宅 ヨーロッパと日本——歴史的アプローチと未来への展望」、2013年9月23日、日仏会館(東京都渋谷区)

⑩ 森宜人、第一次大戦期ドイツの失業扶助——ハンブルクを事例として、社会経済史学会第82回自由論題報告、2013年6月1日、東京大学(東京都文京区)

〔図書〕(計4件)

① 馬場哲、ドイツ都市計画の社会経済史、東京大学出版会、2016、422

② 馬場哲・永山のどかほか、20世紀の都市と住宅——ヨーロッパと日本——、山川出版社、2015、482

③ Takahito MORI, Elektrifizierung als Urbanisierungsprozesses: Frankfurt am Main 1866-1933, Hessische Wirtschaftsarchiv, 2014, 132.

④ 高嶋修一・名武なつ紀編、都市の公共と非公共、日本経済評論社、2013、277

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

馬場哲 (BABA, Satoshi)  
東京大学・経済学研究科・教授  
研究者番号: 40192710

### (2) 研究分担者

岩間俊彦 (IWAMA, Toshihiko)  
首都大学東京・社会科学部・教授  
研究者番号: 20336506

名武なつ紀 (NATAKE, Natsuki)  
関東学院大学・経済学部・教授  
研究者番号: 20345276

高嶋修一 (TAKASHIMA, Shuichi)  
青山学院大学・経済学部・准教授  
研究者番号: 40409561

森宜人 (MORI, Takahito)  
一橋大学・経済学研究科・准教授  
研究者番号: 10401671

永山のどか (NAGAYAMA, Nodoka)  
青山学院大学・経済学部・准教授  
研究者番号: 20547517